

独立行政法人国立高等専門学校機構研究費等の不正使用に関する通報規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 8 8 号

制定 平成 2 0 年 1 0 月 3 0 日

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が管理する研究費等の不正使用に係る通報制度について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「研究費等」とは、独立行政法人国立高等専門学校機構における研究費等の管理・監査の実施方針（平成 19 年 8 月 6 日理事長決定）（以下「実施方針」という。）第 2 に定める研究費等をいう。

- 2 この規則において「不正使用」とは、研究費等の不正な使用又はおそれのある行為をいう。
- 3 この規則において「統括管理責任者」とは、実施方針第 3 の（ 2 ）に定める統括管理責任者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 機構における不正使用に係る通報制度については、別に定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。

- 2 独立行政法人国立高等専門学校機構研究活動における不正行為防止等に関する規則（機構規則第 7 1 号。以下「不正行為防止等規則」という。）第 2 条第 2 項及び第 4 条から第 2 5 条までの規定は、この規則により、研究費等の不正使用に係る通報制度について準用する。この場合において、不正行為防止等規則中「統括者」とあるのは「統括管理責任者」と、「不正行為」とあり、及び「研究活動上の不正行為」とあるのは「研究費等の不正使用」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる不正行為防止等規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 5 条見出し	研究上の不正行為	研究費等の不正使用
第 5 条	研究活動にかかる不正行為	研究費等の不正使用
第 1 1 条第 2 項	研究上の不正行為	研究費等の不正使用
第 1 4 条	不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割	不正使用に関する資金
第 1 9 条第 2 項	論文等に故意によるものでない誤り	故意によるものでない誤り
第 2 0 条第 1 項	当該研究上の不正行為に係る研究成果物等の修正勧告等	当該研究費等の不正使用を停止し、又は適法な状態に回復するため必要な措置をとるとともに、再発防止等
第 2 5 条	研究上の不正行為	研究費等の不正使用

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 2 0 年 1 0 月 3 0 日から施行する。

独立行政法人国立高等専門学校機構研究費等の不正使用に関する通報規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 8 8 号

制定 平成 2 0 年 1 0 月 3 0 日

（目的）

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が管理する研究費等の不正使用に係る通報制度について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において「研究費等」とは、独立行政法人国立高等専門学校機構における研究費等の管理・監査の実施方針（平成 19 年 8 月 6 日理事長決定）（以下「実施方針」という。）第 2 に定める研究費等をいう。

- 2 この規則において「不正使用」とは、研究費等の不正な使用又はおそれのある行為をいう。
- 3 この規則において「統括管理責任者」とは、実施方針第 3 の（ 2 ）に定める統括管理責任者をいう。

（適用範囲）

第 3 条 機構における不正使用に係る通報制度については、別に定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。

- 2 独立行政法人国立高等専門学校機構研究活動における不正行為防止等に関する規則（機構規則第 7 1 号。以下「不正行為防止等規則」という。）第 2 条第 2 項及び第 4 条から第 2 5 条までの規定は、この規則により、研究費等の不正使用に係る通報制度について準用する。この場合において、不正行為防止等規則中「統括者」とあるのは「統括管理責任者」と、「不正行為」とあり、及び「研究活動上の不正行為」とあるのは「研究費等の不正使用」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

-----以下 準用する条項及び読替箇所-----

準用する条項：第2条第4項

2 この規則において「悪意」とは、被通報者を陥れるため、又は被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。

準用する条項の読替

(受付窓口)

第4条 **統括管理責任者統括者**は、**研究費等の不正使用研究活動上の不正行為**に係る通報、告発等(以下「通報等」という。)に対応するため、機構に受付窓口を設置する。

(**研究費等の不正使用研究上の不正行為**の通報等)

第5条 役職員等は、役職員等の機構における**研究費等の不正使用研究活動にかかる不正行為**を発見したとき、又は**研究費等の不正使用不正行為**があると思慮するに至ったときは、受付窓口に対して**研究費等の不正使用不正行為**の通報等を書面、電話、FAX、電子メール及び面談等によって行うことができる。

(通報等の受理等)

第6条 受付窓口は、前条の通報等があったときは、その内容を確認して**統括管理責任者統括者**に報告するものとする。

2 **統括管理責任者統括者**は、前項の報告を受けたときは、当該通報等が顕名により行われ、**研究費等の不正使用不正行為**を行ったとする役職員等の**研究費等の不正使用不正行為**の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されていると認められるものは受理を決定し、当該通報等を行った者(以下「通報者」という。)に通知する。また、当該通報等が悪意のものであったと認めるときは、当該通報者に対し必要な措置を講ずるものとする。

3 前項において、匿名による通報等があった場合又は学会、他機関から**研究費等の不正使用研究活動上の不正行為**の指摘があった場合においても内容に応じて顕名の通報等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

4 **統括管理責任者統括者**は、第2項の規定により通報等の受理を決定したときは、役職員等に対し、それらが保有する資料の保全を命ずることができる。

5 通報等の受理決定後、通報者は調査結果が公表されるまでの間、通報内容等の調査に関する秘密を漏らしてはならない。

(予備調査委員会の設置等)

第7条 **統括管理責任者統括者**は、前条第2項の規定により通報等の受理を決定したときは、被通報者が所属する国立高等専門学校等に予備調査委員会を設置する。

2 予備調査委員会は、第13条に規定する調査(以下「本調査」という。)の必要性の有無を判断するための調査(以下「予備調査」という。)を行う。

3 予備調査委員会は、委員長及び委員若干名から組織するものとし、委員長は原則として当該高等専門学校の校長とし、委員は役職員等のうちから委員長の推薦に基づき、**統括管理責任者統括者**が指名する。

4 前項において、当該高等専門学校の校長が予備調査委員会の委員長となり得ない場合には、**統括管理責任者統括者**が委員長を指名する。

5 予備調査委員会は委員長が召集する。

6 予備調査委員会の事務は、原則として当該高等専門学校総務担当課において行う。

(予備調査の通知等)

第8条 **統括管理責任者統括者**は予備調査委員会を設置したときは、通報者及び被通報者に対し予備調査の開始並びに予備調査委員会の委員長及び委員の氏名を通知する。

2 通報者及び被通報者は、前項の規定により通知を受けた委員長又は委員の指名に不服があるときは、前項の通知を受けた日から7日を経過する日までに不服申立書を**統括管理責任者統括者**に提出することができる。

3 **統括管理責任者統括者**は、前項の規定による不服申立書を受理したときは、内容を審査しその内容が妥当であると判断したときは、当該通報等に係る委員長又は委員を交代させるものとする。

(予備調査)

第9条 委員長は前条第2項に規定する期間を経過したときは、直ちに予備調査委員会を召集し、通報等の内容の合理性、調査可能性等について予備調査を開始しなければならない。

2 予備調査は、第6条第4項の規定により保全された資料若しくは自ら収集した資料を精査し、又は役職員等から事情聴取することにより行う。

3 予備調査委員会は、予備調査を開始した日から原則として45日を経過する日までに予備調査を終了し、その結果を書面にて通報者及び被通報者に通知するものとする。

4 通報者は、前項の規定により開示された予備調査の結果に不服があるときは、その予備調査結果が開示された日から15日を経過する日までに不服申立書を委員長に提出することができる。

5 予備調査委員会は、予備調査を開始した日から原則として60日を経過する日までに予備調査の概要、本調査の必要性の有無についての判断根拠等を記載した予備調査結果報告書を作成し、統括管理責任者統括者に提出しなければならない。前項の規定により不服の申立があったときは、その不服申立書をあわせて提出するものとする。

(予備調査の報告)

第10条 統括管理責任者統括者は、前条第5項の規定による予備調査委員会から本調査の必要性が認められたとの報告、又は前条第4項の規定による不服申立書が提出されたとの報告を受けたときは、速やかに理事長へ報告する。

2 統括管理責任者統括者は、前条第5項の規定による予備調査委員会から本調査の必要性が認められなかったとの報告を受け、かつ前条第4項の規定による不服申立書の提出があった旨報告を受けなかったときは、その旨を予備調査に関係した者に通知するとともに、理事長に報告する。

(調査委員会の設置)

第11条 理事長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、通報等の内容について研究費等の不正使用研究上の不正行為があったかどうかの認定を行い、研究費等の不正使用研究上の不正行為があったと認定したときは、当該研究費等の不正使用研究上の不正行為にかかわる者の特定、当該研究費等の不正使用研究上の不正

行為の範囲の把握等を行う。

- 3 調査委員会は、委員長及び委員若干名から組織する。
- 4 調査委員会委員長及び委員は、役職員等及び機構以外の研究者のうちから理事長が任命するものとする。このうち1人は被通報者の所属する国立高等専門学校等の地域を考慮し企画委員会委員の中から任命するものとし、機構以外の研究者を1名以上含むものとする。
- 5 通報者及び被通報者と直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。
- 6 調査委員会は、委員長が召集する。
- 7 調査委員会の事務は、被通報者が所属する国立高等専門学校総務担当課において行う。
- 8 統括管理責任者統括者が前項によることが困難と判断する場合の取扱いについては、統括管理責任者統括者が別に定める。

(調査の通知等)

- 第12条 理事長は、調査委員会を設置したときは、通報者及び被通報者に対し、調査の開始並びに委員長及び委員の氏名を通知する。
- 2 通報者及び被通報者は、前項の規定により通知を受けた委員長又は委員の指名に不服があるときは、前項の通知を受けた日から7日を経過する日までに不服申立書を理事長に提出することができる。
 - 3 理事長は、前項の規定による提出を受けたときは、内容を審査しその内容が妥当であると判断したときは、当該通報に係る委員長又は委員を交代させるものとする。

(調査)

- 第13条 委員長は、前条第2項に規定する期間を経過したときは、直ちに調査委員会を召集し、調査を開始しなければならない。
- 2 調査は、予備調査結果報告書、不服申立書若しくは自ら収集した資料を精査し、又は役職員等から事情聴取することにより調査を行う。この際、被通報者の弁明の聴取を行う。

- 第14条 調査委員会は、調査を開始した日から原則として150日を経過する日までに次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ当該調査の結果を統括管理責任者統括者に報告する。

- (1) 研究費等の不正使用 研究活動上の不正行為が行われたか否か
- (2) 研究費等の不正使用 研究活動上の不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正使用不正行為に關与した者とその關与の度合、不正使用に関する資金不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
- (3) 研究費等の不正使用 研究活動上の不正行為が行われていないと認定したときは、あわせて告発が悪意に基づくものであったか否か

(調査結果の通知)

第 1 5 条 統括管理責任者統括者は前条の調査の結果を速やかに通報者及び被通報者(被通報者以外で研究費等の不正使用 研究活動上の不正行為に關与したと認定された者を含む。以下同じ。)並びに理事長及び被通報者が所属する学校長に通知する。

- 2 前項に定めるもののほか、統括管理責任者統括者は、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対しても当該調査の結果を通知する。
- 3 統括管理責任者統括者は、前条の調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものであると認定されたときは、通報者が所属する学校長(他機関に所属する者であるときは、当該他機関の長)に通知する。

(不服申立)

第 1 6 条 第 1 4 条の調査の結果、研究費等の不正使用 研究活動上の不正行為が行われたと認定された被通報者は、前条第 1 項の通知を受けてから 3 0 日以内に、統括管理責任者統括者に対し不服申立をすることができる。

- 2 第 1 4 条の調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立により次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく通報等と認定された者を含む。)は、前条第 1 項の通知を受けてから 3 0 日以内に、統括管理責任者統括者に対し、不服申立をすることができる。
- 3 前 2 項の場合において、当該不服申立をする者は、前条第 1 項の通知を受けてから 3 0 日の期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

4 **統括管理責任者統括者**は、第1項の不服申立を受けたときは、その旨を通報者に通知し、及び当該事案に係る研究が他機関からの配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対してもその旨を通知する。

5 **統括管理責任者統括者**は、第2項の不服申立を受けたときは、通報者が所属する校長及び被通報者に通知し、及び通報者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長に、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対してもその旨を通知する。

(不服申立の審査及び再調査)

第17条 **統括管理責任者統括者**は、前条第1項又は第2項の不服申立を受けたときは、当該調査を行った調査委員会に不服申立の審査を行わせる。ただし、不服申立の趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合において**統括管理責任者統括者**が必要と認めるときは、当該調査委員会の委員を交代させ、又は新たに調査委員会を設置するものとする。

2 前項の審査においては、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに**統括管理責任者統括者**に報告する。

3 **統括管理責任者統括者**は、被通報者及び通報者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、再調査を行う決定を行ったときは、被通報者に対し、第14条の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わず、又は打ち切ることができる。

4 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立を受けた日から原則として50日(前条第2項の不服申立の場合にあつては30日)以内に調査結果を**統括管理責任者統括者**に報告する。

5 **統括管理責任者統括者**は、前項による調査結果の報告を受けた場合には、速やかに理事長に報告する。

6 第15条各項の規定は、前項の調査結果の通知に準用する。この場合において同条第1項及び第3項の規定中「前条」とあるのは「前項」と読み替える。

第18条 第13条から前条までに定めるもののほか、調査委員会が行う本調査及び不服申立の

審査に関し必要な事項は、調査委員会の議を経て**統括管理責任者統括者**が定める。

(調査結果の公表等)

第 19 条 **統括管理責任者統括者**は、第 14 条又は第 17 条第 4 項の調査委員会の調査結果の報告 (以下「調査結果の報告」という。) において、**研究費等の不正使用研究活動上の不正行為**が行われた旨の報告を受けた場合は、次の事項を公表するものとする。

- (1) **研究費等の不正使用研究活動上の不正行為**に關与した者の所属及び氏名
- (2) **研究費等の不正使用研究活動上の不正行為**の内容
- (3) **統括管理責任者統括者**又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他必要と認める事項

2 **統括管理責任者統括者**は、調査結果の報告において、**研究費等の不正使用研究活動上の不正行為**が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果の公表は行わないものとする。

ただし、公表までに調査事案が外部に洩出していた場合及び**故意によるものでない誤り論文等に故意によるものでない誤り**があった場合は、調査結果を公表する。この場合において公表する内容は、**不正使用不正行為**は行われていないこと (**故意によるものでない誤り論文等に故意によるものではない誤り**があった場合は、そのことを含む。)、被通報者の所属及び氏名、調査委員会委員の所属及び氏名、調査の方法、手順等とする。

3 **統括管理責任者統括者**は、調査結果の報告において、当該通報等が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、通報者の所属及び氏名を公表する。

4 **統括管理責任者統括者**は、前 3 項の場合において、第 14 条の調査結果に基づく公表を行うときは第 16 条第 1 項の規定による不服申立の期間等を考慮して行うものとする。

5 **統括管理責任者統括者**は、当該公表する内容に学生の氏名等が含まれているときは、当該事案に応じて適切な配慮を行わなければならない。

第 20 条 理事長は、第 15 条第 1 項又は第 17 条第 5 項に基づく**統括管理責任者統括者**からの

調査結果の報告（以下「統括管理責任者統括者からの報告」という。）において、研究費等の不正使用研究活動上の不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、懲戒審査委員会の設置及び当該研究費等の不正使用を停止し、又は適法な状態に回復するため必要な措置をとるとともに、再発防止等当該研究上の不正行為に係る研究成果物等の修正勧告等の適切な措置を講ずるものとする。

2 理事長は、統括管理責任者統括者からの報告において、研究費等の不正使用研究上の不正行為があったと認められなかったときは、その旨を調査に関係した者に通知するとともに、必要に応じて被通報者の不利益発生防止のための措置を講ずるものとする。

3 理事長は、統括管理責任者統括者からの報告に基づき、通報等が悪意に基づくものと認めるときは、当該通報者に対し必要な措置を講ずるものとする。

（調査中における一時的措置）

第 2 1 条 統括管理責任者統括者は、第 1 3 条の本調査を行うことを決定したときは、第 1 4 条の調査結果の報告を受けるまでの間、当該通報等をされた研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を講じることが理事長、当該高等専門学校の校長その他関係者に求めることができる。

（役職員等以外の者への協力依頼）

第 2 2 条 次の各号に掲げる者（以下この条において「統括者等」という。）は、それぞれ当該各号に掲げる事項について役職員等以外の者に依頼することができる。

- 一 統括管理責任者統括者第 6 条第 4 項の規定による資料の保全
- 二 予備調査委員会委員長第 9 条第 2 項の規定による事情聴取
- 三 調査委員会委員長第 1 3 条第 2 項の規定による事情聴取

2 前項の場合において、統括者等は前項の規定による依頼とあわせて次条及び第 2 4 条に規定する事項について協力を要請するものとする。

（被通報者に不利益をもたらす行為の禁止）

第 2 3 条 役職員等は、理事長が第 1 4 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき講ずる措置を除き、被通報者又は通報等が悪意に基づくものと認定された通報者に不利益をもたらす行為をして

はならない。

(協力義務)

第24条 役職員等は、予備調査委員会及び調査委員会の調査等に協力しなければならない。

(守秘義務)

第25条 役職員等はこの規則に規定する研究費等の不正使用研究上の不正行為の調査等に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

~~(雑則)~~

~~第26条 この規則に定めのある場合のほか、機構における研究活動における不正行為の防止については、科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会による「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」に準じて行う。~~

附 則

(施行期日)

この規則は、平成2019年 3月 30日から施行する。